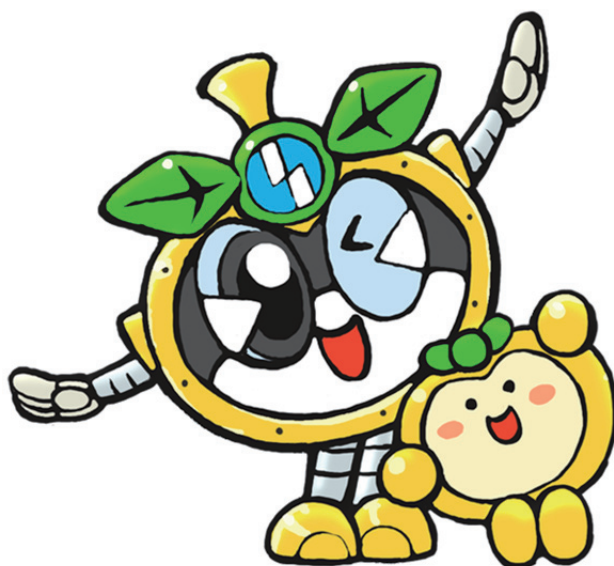


第二次稲城市子ども読書活動推進計画

一本はともだち いなぎの子

平成 27 年度～31 年度



© K.Okawara ・ Jet Inoue

稲 城 市

平成27年3月

目 次

第一章 総論

1	計画策定に向けて	1
	（1）計画の目的	1
	（2）計画の位置付け	2
2	計画の期間、対象、考え方	2
	（1）計画の期間	2
	（2）計画の対象	2
	（3）計画の考え方	2

第二章 推進計画

1	重点的取組み	5
2	学校での取組み	6
	（1）学校での読書活動の推進	6
	（2）学校図書館の充実	6
	（3）学校図書館における学習情報センター機能の強化	7
3	家庭・地域での取組み	8
	（1）家庭での取組み	8
	（2）地域での取組み　ー地域文庫・児童館・学童クラブ・公民館・	9
	子ども家庭支援センター・保健センターー	
	（3）保育園・幼稚園・認定子ども園等での取組み	10
4	市立図書館での取組み	11
	（1）読書環境の整備	11
	（2）司書の配置と役割	11
	（3）ブックスタート事業	12
	（4）おはなしの普及・本の紹介	12
	（5）学習支援	13
	（6）ヤングアダルトサービス（中高生へのサービス）	13
	（7）特別な支援を必要とする子どもへのサービス	13
	（8）ボランティアの育成・	
	子どもの読書活動にたずさわる人々への支援と連携	14
	（9）子どもの読書活動推進の PR	14

資料編

資料 1	第二次稲城市子ども読書活動推進計画の取組み……………	1 7
資料 2	第二次稲城市子ども読書活動推進計画目標値……………	1 8
資料 3	市立図書館 児童サービス関連事業一覧……………	1 9
資料 4	稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱……………	2 1
資料 5	稲城市子ども読書活動推進計画検討会設置要綱……………	2 3
資料 6－1	稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿……………	2 5
資料 6－2	稲城市子ども読書活動推進計画検討会委員名簿……………	2 6
資料 7	策定経緯……………	2 7
資料 8	子どもの読書活動の推進に関する法律……………	2 8
資料 9	第一次稲城市子ども読書活動推進計画の成果と課題……………	3 0
資料 1 0	子どもの読書に関するアンケート調査の概要……………	3 4
資料 1 1	意見公募による意見と市の考え方……………	3 9

第一章 総論

用 語 解 説

司書・・・・・・・・・・・・・・ 司書資格を有し、公共図書館の専門的職務にあたる職員

司書教諭・・・・・・・・・・・・ 教育委員会より司書教諭の辞令を受け、学校図書館における校務（読書指導計画・予算など）にあたる教職員。学校図書館司書教諭資格を有する。

学校図書館活性化推進員・・・・ 稲城市の学校図書館における専門的職務にあたる職員。一般的には、学校司書がこの職にあたる。

読書・・・・・・・・・・・・・・ 当計画での「読書」は物語を読むことだけに限らず、社会や科学など幅広い分野の図書を読むことも含む。

学校図書館の情報化・・・・・・・・ 学校図書館にコンピューターを設置し、学校図書館図書情報をデータベース化すること

1. 計画策定に向けて

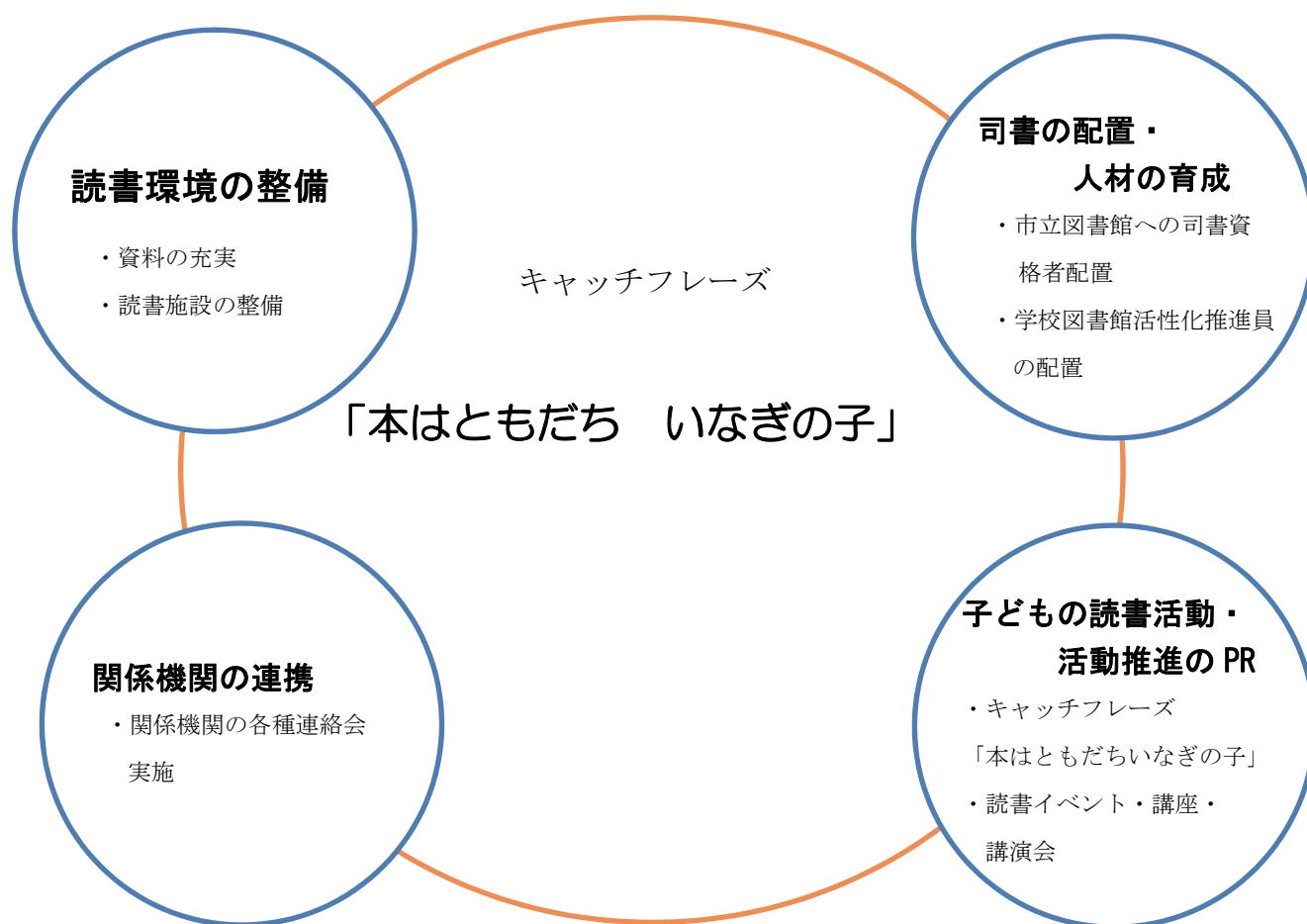
(1) 計画の目的

読書は、言葉や感性を磨き、想像力を高め、創造力を豊かにします。そして、読書がもたらす楽しみは、子どもの生活を明るくし、生きることの喜びとなります。また、読書から得た幅広い知識は、課題解決の力となります。自ら学び、自ら楽しみ、人生をより深く「生きぬく力」を育むには読書は欠くことのできないものです。

この計画は、稲城市のすべての子どもたちが、学校・家庭・地域・図書館であらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行い、「生きぬく力」を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進することを目的とします。

「第一次稲城市子ども読書活動推進計画」に引き続き、「読書環境の整備」「司書の配置・人材の育成」「関係機関の連携」「子どもの読書活動・活動推進のPR」の4つの柱を中心に読書活動推進のための取組みを進めていきます。

4つの取組みの柱



（２）計画の位置付け

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条２項の規定に基づき策定する計画です。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「東京都子ども読書活動推進計画」を基本として策定します。

本計画は、今後の稲城市における子どもの読書活動推進のための取組みの指針といたします。

２．計画の期間、対象、考え方

（１）計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年計画とします。

（２）計画の対象

0 歳からおおむね 18 歳までを対象とします。

（３）計画の考え方

計画の目的や施策の方向性は「第一次稲城市子ども読書活動推進計画」を継続して行っていきます。

第二章 推進計画

1. 重点的取組み

「第一次計画」において、さまざまな取組みを進めてきましたが、「第二次計画」では更にこれを進め、乳幼児と学校の読書活動を重点としていきます。

幼い頃から、本やおはなしが身近にある環境で育つと、自然に読書に親しみをもつことができることから、乳幼児期の取組みは大変大切になってきます。ブックスタート事業をとおり、家庭での読書活動のきっかけ作りを行います。さらに、乳幼児期から学童期への読書の流れをつなげて行くために、3歳児を対象とした絵本をプレゼントするセカンドブック事業の導入を検討します。幼稚園・保育園・認定子ども園・図書館等での読み聞かせ・保護者への啓発をとおり、乳幼児期の読書活動を推進していきます。

そして、「第一次推進計画」期間中に学校図書館活性化推進員の配置が始まり、大きく前進した学校での読書活動をさらに推し進めます。さらに、乳幼児から学童期へ読書の流れをつなげていきます。

また、市立図書館の団体貸出を充実させるなど、地域や学校の読書活動が、より豊かに展開できるよう支援していきます。

重点的取組み

学校での読書活動の充実

- ・学校図書館運営推進委員会の充実
- ・「稲城の子供に読ませたい本 100 選」の内容更新配布
- ・市立図書館団体貸出利用促進
- ・学校図書館活性化推進員の全校配置
- ・学校図書館情報化の検討

家庭・地域での取組み

- ・家庭での読書の充実
- ・セカンドブック導入の検討
- ・保護者への啓発

市立図書館での団体貸出の充実

- ・団体貸出用資料の充実
- ・利用の PR

2. 学校での取組み

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は重要な役割を担っています。学校生活の中で子どもが読書に親しみ、調べ学習等を効果的に進めることができるよう読書環境を整えていく必要があります。

学校図書館活性化推進員を配置し、朝読書等、読書習慣形成に向けた取組みを進めると共に、学校では今後も様々な工夫と子どもへの効果的な働きかけを行いながら、学校での読書活動の充実・学校図書館の充実・学校図書館における学習情報センター機能の強化に取り組んでいきます。

(1) 学校での読書活動の充実

<重点的取組み>

- 学校図書館運営推進委員会を充実し、学校の読書活動推進について、工夫・改善を行います。
- 学校図書館運営推進委員会等における情報交換・研修を通じ、学校図書館活性化推進員活用方法の工夫・改善を行います。
- 全教職員が子どもの読書への理解を深め、全校体制により読書活動を推進していきます。
- 「稲城の子供に読ませたい本 100 選」の活用を工夫し、内容更新・継続配付を行います。
- 市立図書館の団体貸出の利用促進を行います。

- ・年間計画の中に位置づけられた読書指導の充実を図ります。
- ・司書教諭・学校図書館活性化推進員を中心に、図書ボランティアの協力を得て朝読書読み聞かせ・学級文庫設置など、読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ・お便りや保護者会を通して保護者に読書の大切さを伝え、学校の読書活動について理解を促していきます。
- ・家庭での読書の大切さを保護者に伝えていきます。

(2) 学校図書館の充実

<重点的取組み>

- 学校図書館活性化推進員を全校配置します。
- 学校図書館情報化の検討を行います。

- ・学校図書館の資料の充実に努めます。
- ・学校図書館の運営計画に従って、図書ボランティアの協力等を得て、学校図書館整備を推進します。
- ・組織的・計画的な学校図書館運営を目指します。

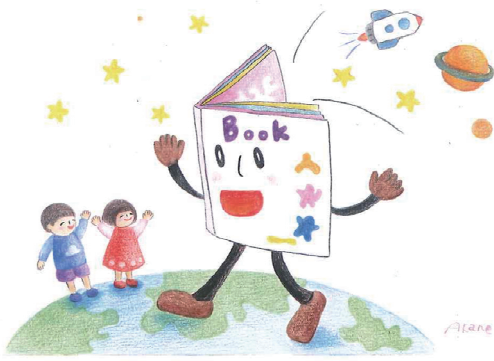
(3) 学校図書館における学習情報センター機能の強化

- ・調べ物のための資料の充実を図ります。
- ・各教科及び総合的な学習の時間等において、図書を中心とした資料を活用した授業を工夫します。
- ・学校図書館の年間利用計画とともに、市立図書館の利用計画を立て、効果的に図書館資料を使った授業を行います。
- ・市立図書館との連携を強化し、学習をバックアップしていきます。
- ・情報の活用に必要な知識や技術やモラルを段階的に教育します。

稲城の子供に読ませたい本 100 選

稲城の子供に読ませたい本 100 選

いい本み~つけた



がっこうめい
学校名

しょうがっこう
小学校

おん 年 くみ 組 なまえ 名前

稲城の子供に読ませたい本 100 選 (中学生向け)

いい本み~つけた



学校名

中学校

名前

3. 家庭・地域での取組み

(1) 家庭での取組み

絵本を読んでもらい、その楽しさを共有することは、子どもにとって大きな喜びとなります。いっしょに本を読む、図書館に出かける、テレビを消して本の話をする…そんな小さな働きかけで、子どもの読書への興味は大きく伸び、読書習慣がついていきます。

読書を楽しむために、家庭では次のような取組みが望まれます。

- ・家族で読書を楽しみましょう。
- ・育児の中に絵本を取入れましょう。
- ・字が読めるようになって、子どもが望む限り読み聞かせを続けましょう。
- ・家庭に本を置くようにしましょう。
- ・いっしょに図書館や書店に出かけ、本と触れ合う機会を増やしましょう。
- ・図書館や地域の読み聞かせの行事に参加しましょう。
- ・学校・図書館などで配布する子どものリストや読書案内等を活用しましょう。
- ・子どもの読んでいる本に興味をもち、いっしょに読んだり、話したりしましょう。

家庭で読書を楽しむための支援

- ・子どもに関係する機関が読書の大切さを伝えます。
(幼稚園・保育園・認定子ども園・学校・図書館ほか関係機関)
- ・ブックスタート事業をとおして、親子のふれあいの時間、小さい頃からの読み聞かせを応援していきます。さらにセカンドブック事業についても検討していきます。(保健センター・図書館)
- ・おすすめの本の紹介・リストの配布を行います。
(幼稚園・保育園・認定子ども園・学校・図書館など)
- ・絵本・児童書の貸出を行います。(幼稚園・保育園・認定子ども園・学校・図書館など)
- ・子ども関係の施設に絵本コーナーを設置します。
(子ども家庭支援センター・公民館・保健センターなど)
- ・市民グループの指定した場所に出向く宅配便講座で絵本の講座を行います。
(図書館・生涯学習課)
- ・子どもの読書についての講座を行います。(図書館・公民館)
- ・親と子が一緒に読書を楽しめるような企画・講座を行います。(図書館)

（２）地域での取組み

地域の子どもを対象にした施設は、子どもが身近に本と出会える場としての役割を担っています。各施設では子どもや保護者が気軽に本に触れ、楽しむ機会を増やしていきます。

<地域文庫>

- ・地域文庫ならではのきめ細やかさで、地域の子どもたちに本の楽しさを伝えていきます。
- ・おはなし会・アニメーション・読書会などの行事を行います。
- ・地域文庫連絡会をもち、稲城市の子ども読書活動推進のため連携を図り、図書館協議会への参加や広報紙を発行します。
- ・「子どもの本の会」を主催し、児童書への知識の普及を図ります。
「子どもの本の会」は、毎月一回、図書館職員が講師となり、新刊絵本を読みあう会で、ひきつづき一般に公開していきます。
- ・文庫まつりを開催し、子どもたちにおはなしの楽しさを伝えるとともに、各文庫の活動をPRし、文庫間の交流を深めます。
- ・子ども読書活動推進のイベントに、実行委員として各地域文庫が参加します。

<地域の公共施設>

児童館の児童図書室（児童青少年課）

- ・児童図書室の資料の充実に努めます。
- ・児童図書室で読み聞かせを行います。

学童クラブ（児童青少年課）

- ・活動の中に読書・読み聞かせを取入れます。
- ・育成室に図書コーナーを設置します。

公民館（生涯学習課）

- ・子育て関連の講座の中に絵本や読み聞かせを取入れます。
- ・子どもの読書に関するグループ活動を支援します。
- ・公民館保育室の絵本コーナーの充実に図ります。

子ども家庭支援センター（子育て支援課）

- ・絵本コーナーの充実に図ります。
- ・子育ての中での読み聞かせの大切さを伝えます。
- ・子育てサポート事業の中で、読み聞かせを取入れます。

保健センター（健康課）

- ・図書館のブックスタート事業に協力していきます。
- ・待合室の絵本の充実に図ります。

（３）保育園・幼稚園・認定子ども園等での取組み

保育園・幼稚園・認定子ども園等は、子どもが初めて集団生活をする場所で、園での読み聞かせが子どもにとって最初の本との出会いの場になることもあります。子どもたちと絵本を楽しみ、保護者に乳幼児期の絵本との出会いの大切さを知ってもらうことが、園の大きな役目となります。

各園では子どもが本に親しむ機会の充実に努め、保護者に対しては、本に関する情報を積極的に提供していきます。

<重点的取組み>

- 日常の保育・教育の中で年齢にあった絵本などの読み聞かせを取入れます。
- 絵本を通して、子どもたちの心や言葉を育てます。
- 園便りや保護者会等をとおして、保護者におすすめの絵本の紹介をしたり、読書の楽しさや大切さを伝えていきます。
- 図書コーナーやクラスの本を整備、充実していきます。



4. 市立図書館での取組み

子どもにとって図書館は、たくさんの蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、調べものや疑問の解決のために利用する場所でもあります。

このように図書館には自由な読書を支える役割とともに、学習支援の機能を果たす役割もあります。

また、子どもの活字離れ・読書離れが社会的な問題として取り上げられているように、誰もが読書を楽しむ習慣をもっているわけではなく、自発的に本を手にとることのない子どもたちと本をつなぐ役割もあります。

一方、図書館は子どもたちへの直接的なサービスだけではなく、読書の専門機関として、子どもの読書にかかわるすべての人や団体に対しても支援をする役割を担っています。

図書館では、今後も子どもたちと直接触れ合う児童フロアでの司書の働きかけを大事にしながら、子どもの本と読書に関わるサービスの充実に努めていきます。また、関係機関と連携し稲城市の子ども読書活動を推進していきます。

(1) 読書環境の整備

<重点的取組み>

○子どもの読書環境を広く整えるため、関連施設への、団体貸出を充実させます。

- ・定期的に資料を補充し、図書館資料の充実を図ります。
- ・子どもの多様な興味に応えられるよう、幅広い分野の資料をそろえ、子どもにとって魅力のある活き活きとした蔵書にします。
- ・児童コーナーを居心地の良い空間とします。
- ・展示スペースを活用し、本の紹介を行います。

※団体貸出…学校・保育園・幼稚園・文庫などの団体に対して、長期間本を貸し出す制度です。団体貸出を利用して、絵本・児童書コーナーや文庫などを設置することができます。

(2) 司書の配置と役割

- ・図書館に児童サービスの専門知識をもった司書有資格者を配置していきます。
- ・図書館職員を対象とした児童サービスに関する研修に定期的に参加します。
- ・児童サービスを担当する司書は、児童書の選書を行い、本の紹介や展示等により、読書への興味を引き出す働きかけを行っていきます。
- ・子どもたちと直接触れ合う児童フロアでの働きかけを大事にしていきます
- ・子どもへの読書相談・レファレンスサービスを行います。

※レファレンスサービス…情報を求めている利用者に、人的・資料的援助をすることです。

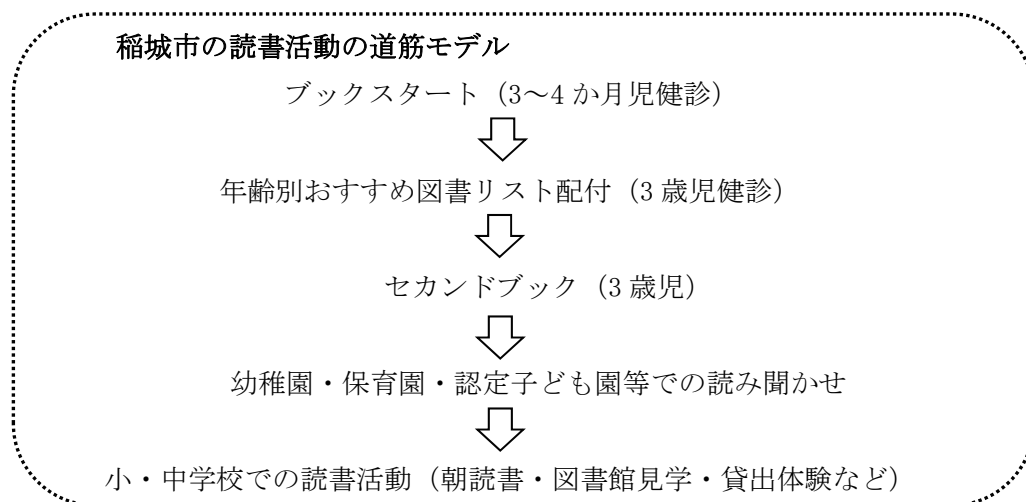
(3) ブックスタート事業

すべての赤ちゃんが家庭で絵本に親しめるように、保健センターで行われる3・4ヶ月児健診において「赤ちゃん和絵本を楽しんでください」というメッセージとともに絵本をプレゼントするブックスタート事業をさらに充実していきます。

乳幼児期から学童期への読書の流れをつなげて行くために、3歳児を対象とした絵本をプレゼントするセカンドブック事業の導入を検討します。

<重点的取組み>

- 3～4 か月児健診において、ブックスタート事業を行い、赤ちゃん和絵本を楽しむ生活を応援します。
- 「ブックスタート事業」を発展させ、3歳児健診に年齢別のおすすめ図書リストを配付し、その後の読書を支援します。
- セカンドブック事業の導入を検討します。



(4) おはなしの普及・本の紹介

子どもと本を結ぶには、読み聞かせ・ストーリーテリングなどでおはなしを楽しむことが大変有効です。図書館では、ボランティアと協力しながら、おはなしを楽しむ機会を積極的に作り、また、子どもが「読んでみたい」と思えるような本を紹介していきます。

- ・「えほんのじかん」・「おはなし会」等の行事を行います。
- ・ブックトーク等を行い、本への興味を引き出します。
- ・季節の展示を行い、本を紹介します。
- ・年齢別の各種おすすめ本リスト、新着案内等を発行配布します。

(5) 学習支援

子どもの自由な興味を満たす場として、また、総合学習・調べ学習を支援する場として活動します。

- ・主題の図書（絵本・おはなし以外の分野の図書）を充実させます。
- ・図書館利用教育に力を入れます。
「子ども向け調べ方講座」など
- ・子どもが自ら調べる手助けをします。
- ・レファレンスサービス（調べもの支援）を行います。
- ・学校と連携し、各教科及び総合的な学習の時間等に活用できる資料を提供します。
- ・子どもホームページで、学習支援をしていきます。

(6) ヤングアダルトサービス（中高生へのサービス）

中学生・高校生になると、活動範囲も興味も多方面へ広がり、自ら考え判断し、将来を考える時期に、心の糧となる本との出会いは大切であり、学習・研究のための情報収集も重要となってきます。

小学校時代、読書に興味がなくとも、中学生・高校生になってから本の楽しさを知ることあり、いくつになっても本との出会いが遅いということはありません。読書環境を整え、中学生・高校生に本を手にとってもらえる努力を続けていきます。

- ・ヤングアダルトコーナーの充実とともに、一般書・AV 資料・雑誌などについても若い世代に受け入れられる資料を積極的に取入れていきます。
- ・中高生が編集に参加できるヤングアダルト向けの機関紙を発行し、情報を発信していきます。
- ・読書相談・レファレンスサービス（調べもの支援）を行います。
- ・読書・調べものができるスペースを提供します。
- ・資料検索・情報検索の講座を行います。
- ・中学生へのブックリストを作成し配布します。
- ・学校をととして図書館利用案内や機関紙を配布するなど、学校と連携して読書活動を推進していきます。

(7) 特別な支援を必要とする子どもへのサービス

障がいがあったり、日本語が読めないなど読書活動に支障のある子どもたちには特別な支援が必要です。各機関が連携し、どのようなニーズがあるのか把握しながら、特別な支援を必要とする子どもたちへのサービスを充実させます。

- ・希望図書を音訳します。
- ・マルチメディアデイジーの活用を図ります。
- ・「布絵本」を収集します。
- ・外国語の児童書を収集します。

(8) ボランティアの育成・子どもの読書活動にたずさわる人々への支援と連携

- ・図書館ボランティア・音訳ボランティア等の育成のため、定期的に研修を行います。
- ・読み聞かせ・ブックトーク・ストーリーテリング等、子どもと本を結びつける技術の講習を行い、図書館職員・関係機関職員・ボランティア・子どもの読書にかかわる地域の人々の中に技術をもった人を増やしていきます。
- ・市民の読み聞かせ活動で利用できるよう、集会行事用の作品を貸し出します。
- ・学校等で読み聞かせを行っている保護者や地域の人々を支援します。

(おはなしサポート講座など)

- ・子どもの読書・読み聞かせに関するコーナーを設置します。
- ・稲城地域文庫連絡会主催の「子どもの本の会」に職員を派遣し、新刊絵本の紹介等を行います。
- ・子どもの読書関係者の連絡会を主催します。(子ども読書活動推進会議・図書館児童サービスボランティア連絡会・地域文庫世話人会等)

(9) 子どもの読書活動推進のPR

<重点的取組み>

○乳幼児の保護者に対する読書活動への啓発に力を入れます。

- ・「本はともだち いなぎの子」をキャッチフレーズに子どもの読書活動を推進していきます。
- ・読書週間や子ども読書の日(4/23)などに読書の楽しさを伝えるイベントを行います。
- ・子ども向けホームページをとおり、情報を発信します。
- ・ヤングアダルト(中高生)向けの機関紙を発行・配布します。
- ・職場体験の受入れ・一日図書館員をとおりて子どもたちの図書館への理解を高めます。
- ・宅配便講座等をとおりて保護者に、子どもにとっての読書の大切さを伝えていきます。
- ・子どもの読書についての講座を企画し、読書への理解を広めます。
- ・読書記録ノート「よむよむノート(であいマップ付き)」を作成・配布します。
- ・親と子どもがいっしょに読書活動を楽しめる企画・講座を行います。

資料

第二次稲城市子ども読書活動推進計画の取組み

< 重点的取組み >

	取組み	所 管 課	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
学校での読書活動の充実	学校図書館運営推進委員会の充実	指 導 課	○	→	→	→	→	拡充
	学校図書館活性化推進員の全校配置	指 導 課	○	→	→	→	→	拡充
	学校図書館情報化の検討	教 育 総 務 課 指 導 課	—	—	—	○	→	新規
	「稲城の子供に読ませたい本100選」の内容更新配布	指 導 課	○	→	→	→	→	拡充
	図書館団体貸出利用促進	指 導 課	○	→	→	→	→	拡充
乳幼児の読書活動の充実	セカンドブックの導入の検討	図 書 館 課	○	→	→	→	→	新規
		健 康 課	○	→	→	→	→	
	家庭での読書の充実	子 育 て 支 援 課	○	→	→	→	→	拡充
		指 導 課	○	→	→	→	→	
	保護者への啓発	図 書 館 課	○	→	→	→	→	拡充
市立図書館での団体貸出の充実	団体貸出用資料の充実	図 書 館 課	○	→	→	→	→	拡充
	利用のPR	図 書 館 課	○	→	→	→	→	拡充

< 学校での取組み >

	取組み	所 管 課	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
学校での取組み	学校での読書活動の充実	教 育 総 務 課	○	→	→	→	→	継続
	学校図書館の充実	指 導 課	○	→	→	→	→	
	学校図書館における学習情報センター機能の強化		○	→	→	→	→	
			○	→	→	→	→	

< 家庭・地域での取組み >

	取組み	所 管 課	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
家庭での取組み	家庭での取組み	—	○	→	→	→	→	継続
地域での取組み	地域文庫	—	○	→	→	→	→	継続
	児童館	児 童 青 少 年 課	○	→	→	→	→	継続
	学童クラブ		○	→	→	→	→	継続
	公民館	生 涯 学 習 課	○	→	→	→	→	継続
	子ども家庭支援センター	子 育 て 支 援 課	○	→	→	→	→	継続
	保健センター	健 康 課	○	→	→	→	→	継続
保育園・幼稚園・認定子ども園等での取組み	保育園・幼稚園・認定子ども園等での取組み	子 育 て 支 援 課	○	→	→	→	→	継続

< 図書館での取組み >

	取組み	所 管 課	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
図書館での取組み	読書環境の整備	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	司書の配置と役割	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	ブックスタート事業	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	おはなし会の普及・本の紹介	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	学習支援	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	ヤングアダルトサービス(中高生へのサービス)	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	特別な支援を必要とする子どもへのサービス	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	ボランティアの育成・子どもの読書活動にたずさわる	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続
	子どもの読書活動推進のPR	図 書 館 課	○	→	→	→	→	継続

※取組みの詳細については5ページから14ページを参照

事 業 開 始 ○

事 業 継 続 →

第二次稲城市子ども読書活動推進計画目標値

1. 幼児の市立図書館登録率（登録者数／人口）

平成 25 年度 19% 平成 31 年度目標値 25%

＜登録率推移＞

平成 23 年度 15%

平成 24 年度 16%

平成 25 年度 19%

2. セカンドブック事業 絵本配布率

平成 31 年度目標値 60%

＜利用率推移＞

平成 21 年度 52.6% 赤ちゃんへの絵本支援事業（3,4 ヶ月児）：書店にて購入補助券を引き換え

平成 22 年度 50.7%

平成 23 年度 54.0%

平成 24 年度 98.9% ブックスタート事業（3,4 ヶ月児）：保健センターで健診時に現物配布

平成 25 年度 98.4%

3. 団体貸出資料 貸出冊数

平成 25 年度 45,485 冊 平成 31 年度目標値 52,300 冊

＜団体貸出冊数推移＞

前年比

平成 23 年度 37,772 冊 107%

平成 24 年度 42,259 冊 112%

平成 25 年度 45,485 冊 108%

4. 学校図書館 平日 10 分以上の読書をする児童・生徒の割合

	平成 26 年度	平成 31 年度目標値
小学校	73.3%	100%
中学校	60.6%	100%

参考資料：平成 26 年度全国学力学習状況調査における児童・生徒への質問紙調査

市立図書館 児童サービス関連事業一覧 (平成 26 年度まで)

発行物

- ・ 利用案内付基本図書リスト「すてきな絵本 たのしい絵本」(0・1・2歳向き)
- ・ 利用案内付基本図書リスト「すてきな絵本 たのしい絵本」(3・4歳向き)
- ・ 利用案内付基本図書リスト「すてきな絵本 たのしい絵本」(5・6歳向き)
- ・ 小学生向けおすすめ本リスト「よむよむ島」(年3回発行)
- ・ 季節のおすすめ本リスト「よむゾウ」(毎月発行)
- ・ ヤングアダルト機関紙「ポルターダ」(年4回発行)
- ・ ヤングアダルト向けブックリスト「YA ブックリスト」(年3回発行)
- ・ 児童利用案内

啓発事業・講座

- ・ ブックスタート事業
- ・ 読み聞かせサポート講座
- ・ ボランティア養成講座
- ・ 講演会(市民団体との共催・実行委員会形式含む)
- ・ シールラリー・スタンプラリー
- ・ 読書記録ノート「よむよむノート」配布

集会行事

- ・ 幼児向け読み聞かせ「おひざにだっこのおはなしかい」「幼児向けえほんのじかん」
- ・ 園児～小学生向け読み聞かせ「おはなし会」「えほんのじかん」
- ・ 季節ごとの読み聞かせ「おはなし会」
- ・ ストーリーテリング「おはなしの会」
- ・ アニマシオン
- ・ 映画会
- ・ 「本はともだち いなぎの子」読書イベント

学校関連事業

- ・ 学級訪問
- ・ 職場体験
- ・ 職場訪問・職業インタビュー
- ・ 「先生のための図書館ガイドブック」発行
- ・ 図書リスト配付

館内展示・コーナー設置

- ・ 季節やテーマにあわせた展示
- ・ 子どもたちの「すきな本」紹介コーナー
- ・ ブックスタート事業指定図書展示
- ・ 「すてきな絵本 たのしい絵本」掲載図書コーナー
- ・ 読み聞かせ・児童文学コーナー（一般向き）
- ・ ヤングアダルトコーナー
- ・ 「稲城の子供に読ませたい本 100 選」コーナー
- ・ 催しのおしらせ
- ・ どんなおはなしきいたかな？

ボランティアとの協力

- ・ 図書館ボランティアの募集・育成 「読み聞かせボランティア ひよこ」
「制作ボランティア みかん」
- ・ ボランティアグループとの協力 「いなぎおはなしの会」
「人形劇とおはなしのスーホの会」
「おはなしの城」
「おはなし花梨」
「音訳グループ ペア」

その他

- ・ 団体貸出
- ・ 集会行事用作品の貸出
- ・ 子どもの本の会（稲城地域文庫連絡会主催）講師派遣
- ・ 親と子の教室・子育てサポーター養成講座講師派遣
- ・ 文庫まつり（稲城地域文庫連絡会）協力

稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日
教 育 長 決 裁

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により、稲城市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)の案を策定するため、稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げることについて審議し、計画の案を作成するものとする。

- (1) 稲城市の子どもの読書活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 推進計画の基本方針に関すること。
- (3) 読書活動の推進体制に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画の案の作成のために必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、別に定める基準により教育長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 公的団体の構成員
- (4) 市民団体の構成員
- (5) 公募市民

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各々 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、教育部図書館課に置き、委員会の庶務を処理するものとする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定に伴う委員の任期)
- 2 第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定に係る委員の任期は、施行日から当該計画が策定されるまでの期間とする。

稲城市子ども読書活動計画検討会設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日

教 育 長 決 裁

(設置)

第 1 条 稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成 26 年 4 月 1 日教育長決裁)に基づき作成された稲城市子ども読書活動推進計画の案(以下「計画案」という。)について検討し、同案に対する意見を教育長に具申するため、稲城市子ども読書活動推進計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 教育部教育総務課長
- (2) 教育部学務課長
- (3) 教育部指導課長
- (4) 教育部生涯学習課長
- (5) 福祉部子育て支援課長
- (6) 福祉部児童青少年課長
- (7) 福祉部健康課長
- (8) 教育部図書館課長

(会長及び副会長)

第 3 条 検討会に会長及び副会長各々 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、検討会において必要があると認めるときは、委員以外の者の検討会への出席を求め、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 検討会の事務局は、教育部図書館課に置き、検討会の庶務を処理するものとする。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定に伴う委員の任期)
- 2 第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定に係る委員の任期は、施行日から当該計画が策定されるまでの期間とする。

名簿 1 第二次稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

		推薦母体	所属	氏名
1	学識経験者	市内大学	駒沢女子大学	澁谷 香織
2	教育関係者	小学校長会	稲城第一小学校	深井 薫
3		中学校長会	稲城第六中学校	梅原 郁雄 ◎
4		司書教諭	稲城第三小学校	伊藤 美恵子
5		学校図書館活性化推進員	稲城第一小学校	福家 めぐみ
6	公的団体	幼稚園協会	青葉幼稚園	西 さとみ
7		保育園長会	若葉台バオバブ保育園	伊藤 裕子
8		図書館協議会	図書館協議会	浅井 充子 ○
9	市民団体	稲城地域文庫連絡会	くるりくら	坂 真由美
10		学校図書ボランティア 交流会	第四中学校ボランティア	高橋 公美
11	市民公募	公募	公募市民	小早川 瑞穂
12		公募	公募市民	小滝 岩夫

◎：会長 ○：副会長

名簿 2 第二次稲城市子ども読書活動推進計画検討会委員名簿

所 属 名 称	
教育部	教育総務課長 ◎
	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長
福祉部	子育て支援課長
	児童青少年課長
	健康課長
教育部	図書館課長 ○

◎：委員長 ○：事務局

策定経緯

日 付	会 議 名	検 討 内 容
平成26年5月26日	第1回稲城市子ども読書活動推進計画検討会	○「第一次計画」の報告 ○「第二次計画」策定のスケジュール ○「第二次計画」での重点施策について ○各課の取り組みについて
6月25日	第2回稲城市子ども読書活動推進計画検討会	○「第二次計画」での施策について
7月25日	第1回稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会	○策定スケジュールについて ○重点施策について ○検討表について
8月27日	第3回稲城市子ども読書活動推進計画検討会	○策定委員会報告 ○中間案について ○目標値について
9月26日	第2回稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会	○中間案修正点について
10月24日	第4回稲城市子ども読書活動推進計画検討会	○中間案修正点について ○学校の目標値について
12月1日～15日	意見公募	
平成27年1月16日	第5回稲城市子ども読書活動推進計画検討会	○意見公募結果について ○推進計画修正意見について ○推進計画最終案について
1月23日	第3回稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会	○意見公募結果について ○推進計画最終案について

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

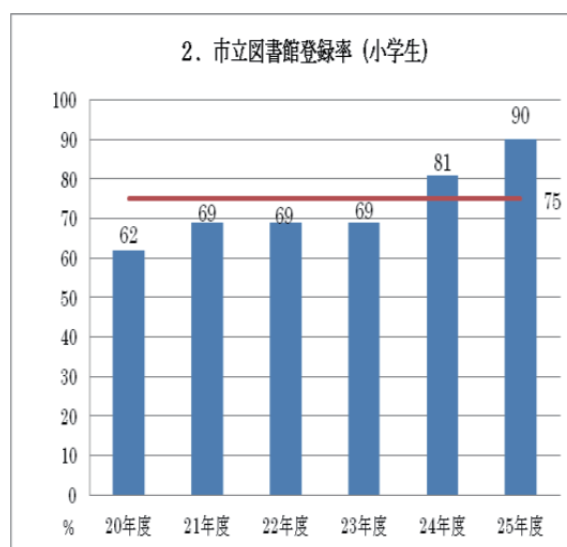
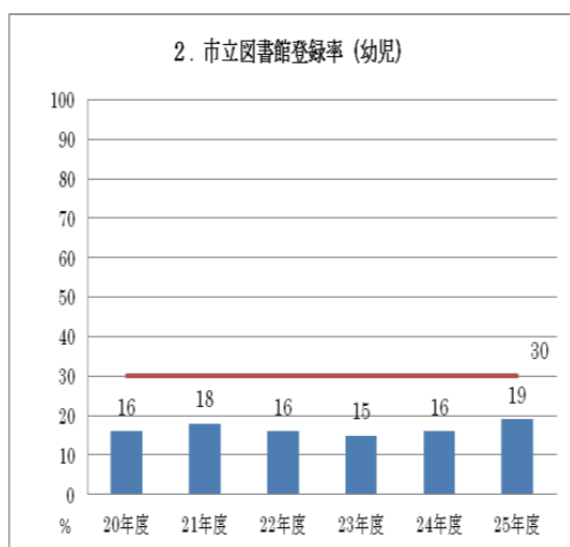
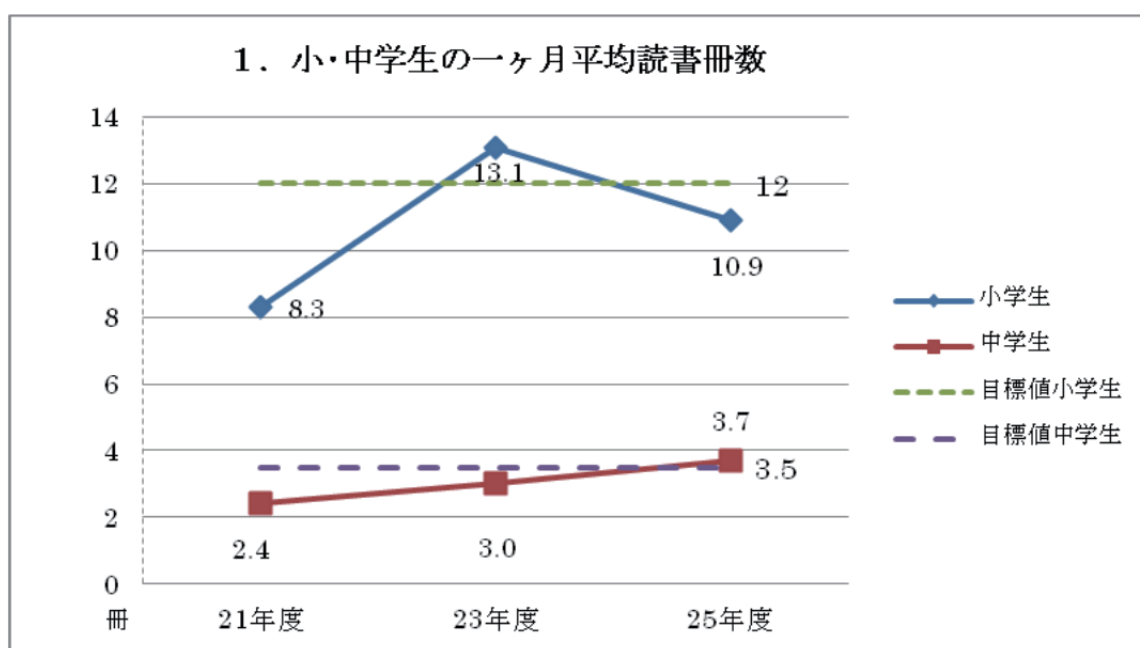
第一次稲城市子ども読書活動推進計画の成果と課題

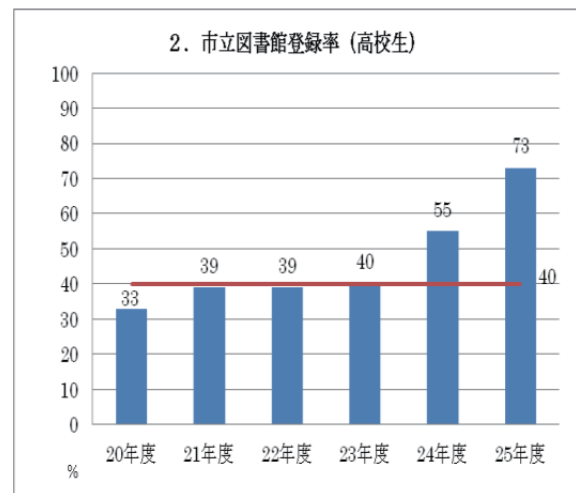
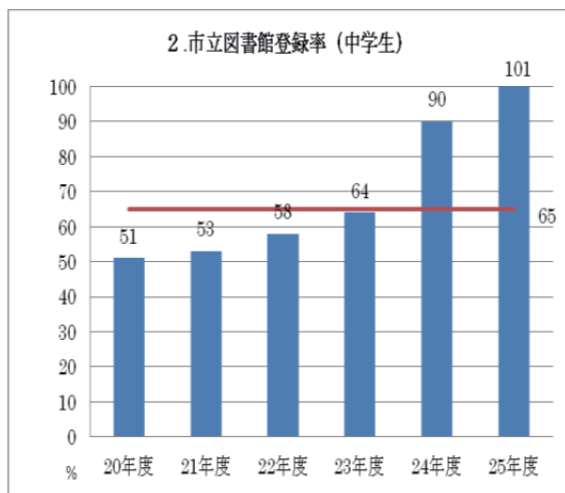
平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、国を挙げて子どもの読書活動を推進する機運が高まり、都道府県・市町村でも次々に推進計画が策定されました。

稲城市では、中央図書館の開館を待ち、平成 20 年 12 月に第一次稲城市子ども読書活動推進計画（以下「第一次推進計画」という）を策定し、「読書環境の整備」「司書の配置・人材の育成」「関係機関の連携」「子どもの読書活動・活動推進の PR」を四つの柱として、学校・家庭・地域・図書館と様々な場所で子どもの読書活動推進のための取組みが行われてきました。

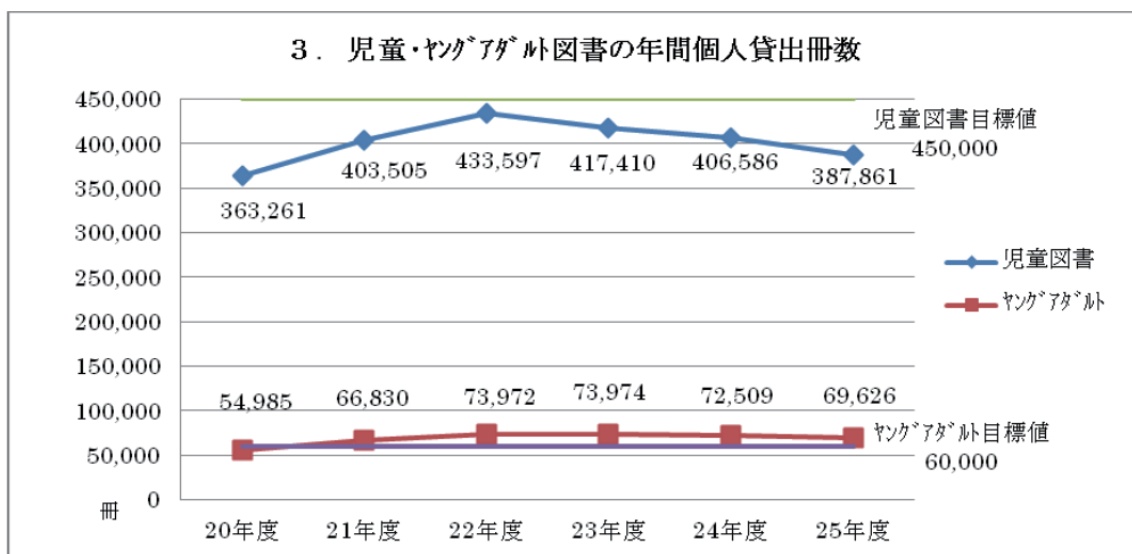
平成 21 年度～平成 25 年度の「第一次推進計画」期間には、「i プラザ図書館開館による市立図書館網の完成」「ブックスタート事業の開始」「学校図書館活性化推進員の配置開始」などの大きな成果がありました。

【第一次計画目標値状況達成状況】



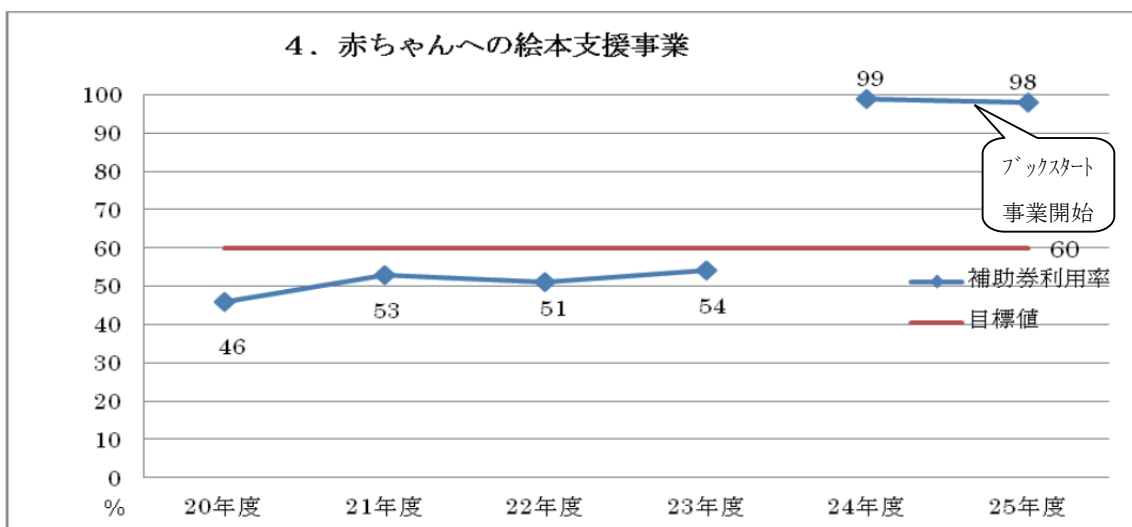


※平成 23 年より、登録更新期間が 3 年ごとに変更になりました。平成 24 年度は 23 年度の登録・更新数に 24 年度の登録・更新数を上乗せした事により登録が伸びています。



※平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、開館時間の短縮があり貸出冊数が減少しました。

平成 25 年度は、第二図書館の大規模改修工事により、5 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日まで休館したので、貸出冊数が減少しました。



今後の課題

①学校での課題

学校における読書活動の課題としては、次の取り組みが挙げられます。

- 朝読書等、読書習慣形成に向けた取り組みの更なる充実。
- 学校図書館活性化推進員の早期の全校配置。
- 「稲城の子供に読ませたい本 100 選」のリーフレットの更新及び配布の継続。
- 学校図書館の情報化及び物流システムの構築。

「第一次推進計画」策定時の意見公募において、一番要望が多かったのが学校図書館の充実についてであり、とりわけ、学校図書館に司書を望む声は大きいものでした。

平成 21 年度の学校図書館活性化検討会の答申を受け、週 5 日、一日 6 時間の勤務体制で、学校図書館活性化推進員として学校図書館に司書が配置され、子どもたちが学校にいる時間に「人がいる学校図書館」が実現しつつあります。平成 25 年度においては、小学校 6 校、中学校 2 校の配置ですが、早期の全校配置が望まれます。

学校図書館を「読書センター」「学習情報センター」として機能させるには、資料の充実とその検索機能が欠かせず、冊数をそろえるだけではなく、古い資料の除籍等も視野に入れた調べ学習に対応できる資料を構築し、学校図書館の情報化を検討することが課題となります。

②家庭・地域（児童館の児童図書室・学童クラブ・公民館・子ども家庭支援センター・保健センター・地域文庫等）での課題

子どもたちが、いろいろな場所で読書に親しむために、家庭・地域の読書環境の整備は欠かせません。地域文庫の P R や地域の施設の定期的な資料の補充が課題となります。

③保育園・幼稚園での課題

活動の中で絵本を活かしていくとともに、図書コーナーの整備を進め、子どもが興味をもった本をすぐ手に取れるような環境づくりを行い、『季節にあった絵本』、『新刊絵本』及び『園児の年齢や発達に即した絵本』を充実させていくことが重要です。あわせて、絵本への興味、関心の差がみられる保護者へ向け、より一層の啓発が課題となります。

④図書館での課題

「第一次推進計画」の目標値として図書館登録率を挙げています。その中で、乳幼児の目標値は 30%ですが、平成 25 年度の乳幼児の図書館登録率は 19%です。小さい子どもは親の利用カードで借りることも多いため、登録しないまま利用している子どもが多数存在すると思われます。また、保育園や幼稚園において本を借りる子どももいることを考え合わせても、やはり数値的には低く、「乳幼児の読書活動の推進」は大きな課題です。乳幼児期は、親の意識によって読書活動が大きく左右されることから、保護者への啓発に力を入れていく必要があります。

また、地域・学校の読書活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実、物流システムの強化が求められています。

子どもの読書に関するアンケート調査の概要

<実施について>

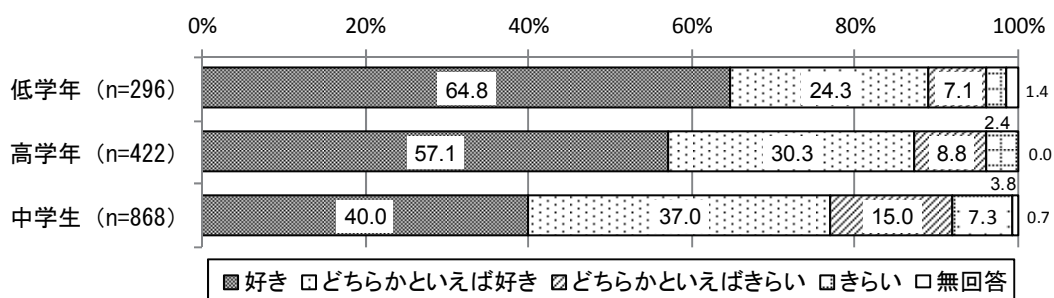
1. 実施期間 平成 26 年 6 月 16 日(月)～6 月 30 日(月)
2. 対象者 乳幼児の保護者／小学校 2 年生～6 年生／中学校全学年
3. アンケート用紙
乳幼児の保護者用／小学校低学年用／小学校高学年・中学生用
4. 回収数

配付			回収	回収率
種別	施設数	人数		
図書館	6 館	120 人	83 枚	69%
幼稚園・保育園	3 園	392 人	299 枚	76%
小学校	2 校	730 人	718 枚	98%
中学校	2 校	891 人	868 枚	97%

(1) 読書の好き嫌い (SA) [低学年・高学年・中学生]

- 「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた《好き》の割合は、[低学年] が 89.2%、[高学年] が 87.4%、[中学生] が 77.1%と成長するにつれ低くなっている。
- 小学校 2 年から 4 年までは「好き」が 6 割を超えている。

全体



(2) 「読み聞かせ」の好き嫌い (SA) [低学年・高学年・中学生]

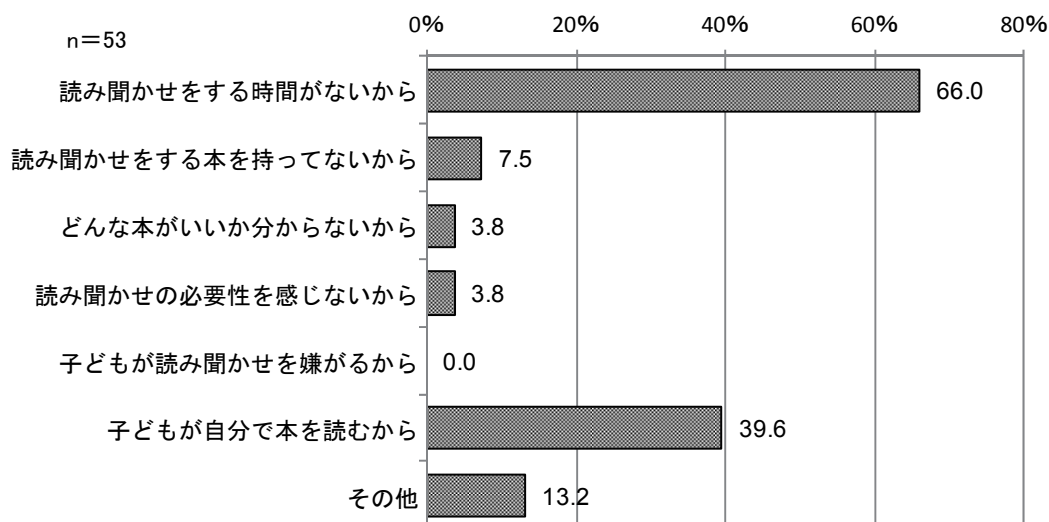
- 「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた《好き》の割合は、成長するにつれ低くなり、「どちらかといえば嫌い」と「嫌い」を合わせた《嫌い》は、[中学生] が 44.4%となっている。

(3) 家庭での「読み聞かせ」の有無 (SA) [学齢前]

- 「ほぼ毎日」が 34.4%、「週に数回」が 21.0%、「たまにする」が 30.3%となっている。
- 保育園・幼稚園・在宅別にみると、在宅では「ほぼ毎日」が約 5 割となっている。

(4) 家庭で「読み聞かせ」を行わない理由 (MA)〔学齢前〕

○「読み聞かせをする時間がないから」が66.0%と最も多く、次いで「子どもが自分で本を読むから」が39.6%となっている。



(5) 「読み聞かせ」の本の用意 (SA)〔学齢前〕

○読み聞かせの本の用意については、「書店・インターネットで購入」が最も多く、次いで「市立図書館で借りる」となっている。

○年齢別にみると、2歳と3歳、6歳では「市立図書館で借りる」が最も多く4割を超えている。それ以外の年齢では「書店・インターネットで購入」が最も多く、特に4歳では4割台半ばを超えている。

(6) 「読み聞かせ」の本を選ぶ時の情報の入手先 (MA)〔学齢前〕

○読み聞かせの本を選ぶ時の情報の入手先については、「テレビ・ラジオ」が最も多く、次いで「書籍・雑誌」、「周囲の人（友人・家族など）」となっている。

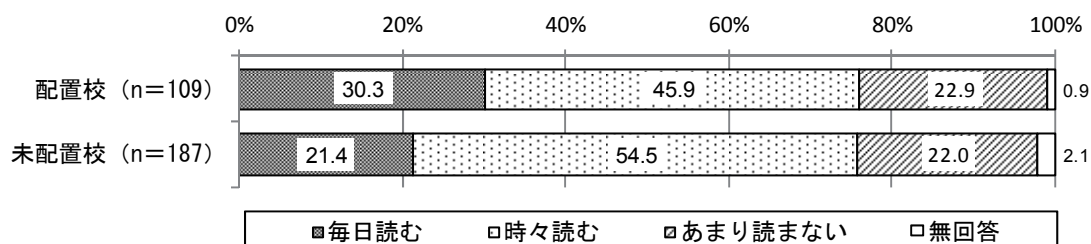
○保育園・幼稚園・在宅別にみると、在宅のすべての人が「テレビ・ラジオ」を情報の入手先としており、また「新聞」も在宅の人では4割台半ば近くとなっている。

(7) 読書の頻度 (SA)〔低学年〕

○読書の頻度については、「毎日読む」が2割台半ば、「時々読む」が5割を超えている。

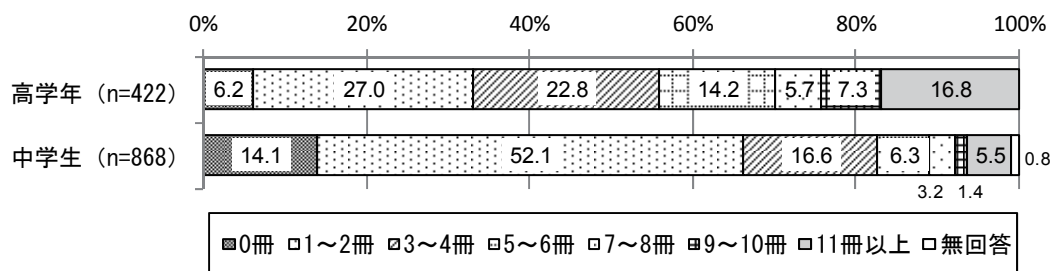
○活性化推進員配置の有無別にみると、「毎日読む」は配置校が30.3%、未配置が21.4%となっており、配置校の方が未配置校よりも多くなっている。

活性化推進員配置の有無別



(8) 読書の冊数 (SA) [高学年・中学生]

- 高学年・中学生ともに1ヶ月に「1～2冊」が最も多く、特に中学生では5割を超えている。
また高学年では1ヶ月に「11冊以上」が1割台半ばを超えている。



(9) 本を読まなかった理由 (MA) [高学年・中学生]

- 高学年では「テレビを見たり、ゲームをしていて時間がない」、「読みたい本が近くにない」がともに4割を超えている。
○中学生では「勉強や習いごと、部活動などが忙しいから」と「読みたい本が近くにない」がともに40.2%で最も多くなっている。

(10) 本の選択方法 (MA) [低学年・高学年・中学生]

- 低学年・高学年ともに「学校図書館でみつける」が最も多く、次いで「本屋さんでみつける」となっている。一方、中学生では「本屋さんでみつける」が最も多く、次いで「学校図書館でみつける」となっている。

(11) 本の読み方 (MA) [高学年・中学生]

- 高学年では「学校図書館で借りる」が最も多く、次いで「買う（買ってもらう）」、「家にある本を読む」となっている。一方、中学生では「買う（買ってもらう）」が最も多く、次いで「学校図書館で借りる」、「家にある本を読む」となっている。

(12) 本を読んでもらっている人・読んでくれた人 (MA) [低学年・高学年・中学生]

- 低学年・高学年では「自分で読む（読んでいた）」が最も多く、中学生では「家の人（お父さん、お母さん、お祖父さん、お祖母さん、兄さん、姉さん）」が最も多くなっている。

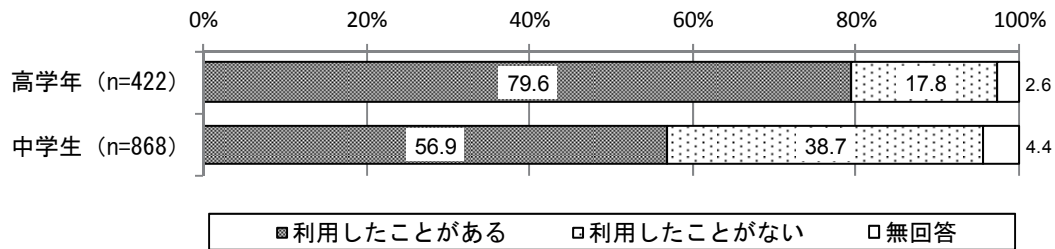
(13) 読書の時間（朝の読書など）によって変わったことや感じたこと (MA) [高学年・中学生]

- 高学年では「本が好きになった」と最も多く、次いで「読書の時間が楽しみになった」、「読書の時間以外にも本を読むようになった」となっている。一方、中学生では「特に変わったことや感じたことがない」が5割を超えている。

(14) 学校図書館の利用状況 (SA) [低学年・高学年・中学生]

- 学校図書館の利用状況（低学年）については、「時々行く」が5割台半ばとなっており、一方、「行かない」は3割台半ばとなっている。
○高学年では、「利用したことがある」は約8割となっているが、中学生は5割台半ばとなっている。
○学年別にみると、高学年・中学生ともに、利用頻度は学年が高くなるにつれ低くなっている。

全体〔高学年・中学生〕



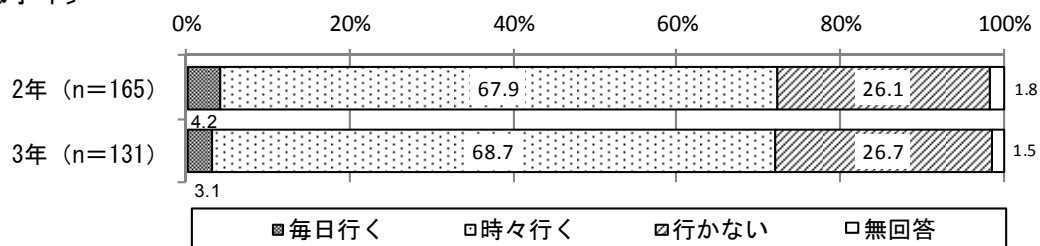
(15) 学校図書館を利用していない理由 (MA)〔低学年・高学年・中学生〕

- 低学年では、「友だちと遊びたいから」がと最も多く、次いで「行く時間がないから」となっている。
- 高学年では「あそび、スポーツなどで図書館に行く時間がない」が最も多く、次いで「読みたい本が見つからない」となっている。中学生では「読みたい本が見つからない」が最も多く、次いで「あそび、スポーツなどで図書館に行く時間がない」となっている。

(16) 市立図書館の利用状況 (SA)〔学齢前・低学年・高学年・中学生〕

- 「たまに利用する（1～数ヶ月に1回）」が約4割と最も多く、次いで「よく利用する（2週間に1回以上）」となっている。
- 年齢別にみると、「よく利用する」は0歳と3歳で3割を超えており、0歳～3歳では「1～数ヶ月に1回」以上利用する人が6割を超えている。一方、「ほとんど利用しない」は4歳で33.3%と3人に1人となっている。
- 低学年では「時々行く」が6割強となっており、学年別にみても大きな違いはみられない。
- 高学年・中学生ともに「時々行く」が最も多くなっている。

学年別〔低学年〕



(17) 市立図書館を利用しない理由 (MA)〔学齢前・低学年・高学年・中学生〕

- 学齢前では、「忙しいので行けない」が約6割と最も多く、次いで「子どもの本は家にあるから」、「図書館が遠くて行けないから」と続いている。
- 低学年では、「行く時間がないから」が最も多く、次いで「友だちと遊びたいから」となっている。
- 高学年・中学生ともに「学校図書館で借りられるから、行く必要がない」が最も多くなっている。

(18) 市立図書館の利用カードの所有 (SA)〔学齢前〕

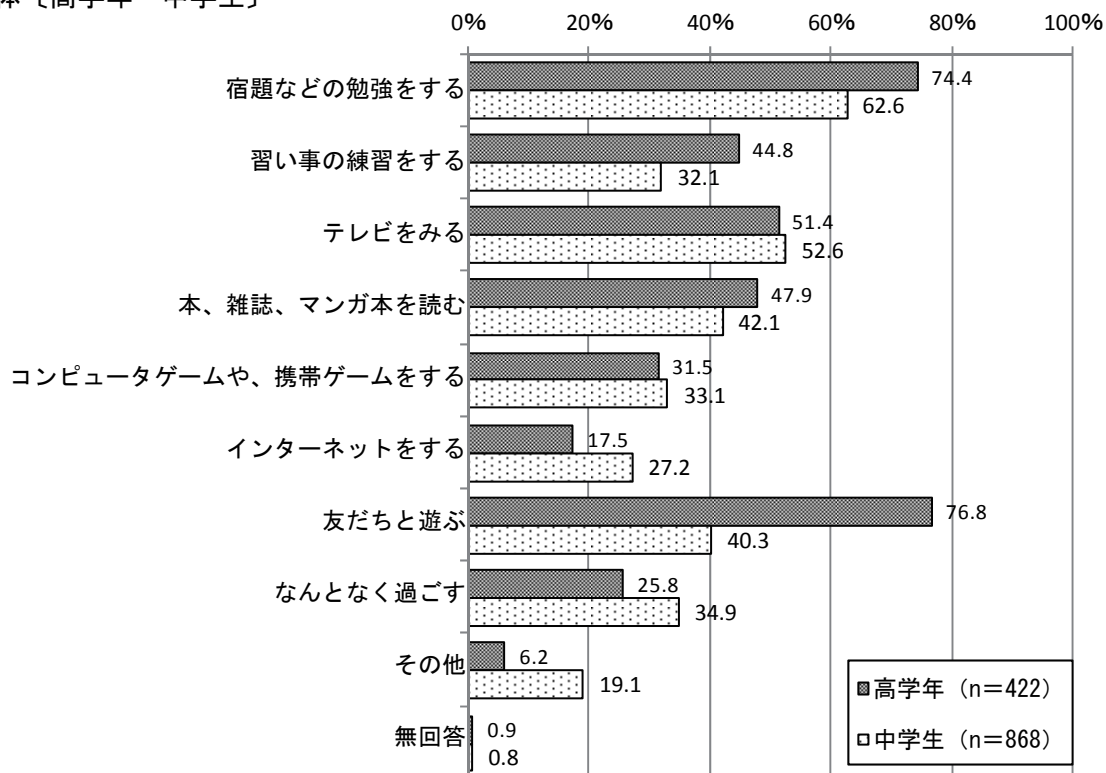
- 「親だけ持っている」が最も多く、次いで「親も子供ももっている」がとなっている。
- 年齢別にみると、「親だけが持っている」は2歳と3歳が5割台半ばとなっている。

(19) 放課後の過ごし方〔低学年・高学年・中学生〕

○低学年では、「宿題などの勉強をする」が最も多く、次いで「友だちと遊ぶ」となっている。

○高学年では、「友だちと遊ぶ」が76.8%と最も多く、次いで「宿題などの勉強をする」が74.4%となっており、中学生では、「宿題などの勉強をする」が62.6%、「テレビをみる」が52.6%となっている。

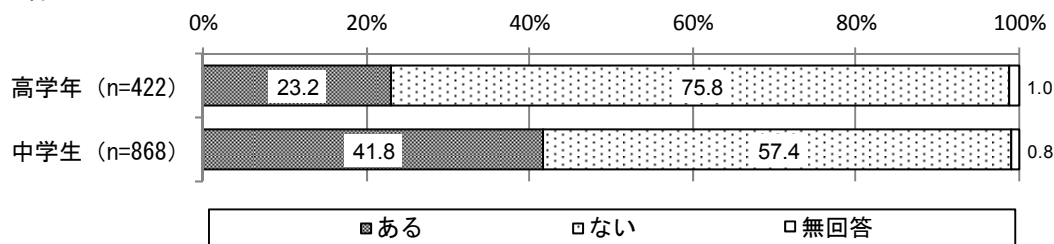
全体〔高学年・中学生〕



(20) 電子書籍や携帯小説を読んだこと〔高学年・中学生〕

○電子書籍や携帯小説を読んだことがあるかどうかについては、「ある」は高学年が23.2%、中学生が41.8%となっている。

全体



(21) 「稲城市子ども読書活動推進計画」の認知 (SA)〔学齢前〕

○「稲城市子ども読書活動推進計画」の認知している人は1割台半ばとなっている。

意見公募の結果について

縦覧期間 平成26年12月1日(月)～12月15日(月)

対 象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所等を有する個人及び法人

- 申込方法
1. 備え付けの応募用紙を使用する場合
 - ①市内各図書館、市役所1階行政情報センター、総合体育館に設置の意見箱に投函
 - ②郵送
 - ③ファックス
 2. インターネットを使用する場合
 - ①稲城市のホームページ
 - ②稲城市立図書館のホームページ
 - ③iプラザのホームページ
 3. 備え付けの応募用紙以外で応募する場合
 - 1の①～③の方法で応募

<応募意見数>

種類	投函箱	郵送	ファックス	ホームページ	合計
件数	5	0	1	3	9

<応募意見> (複数分野への意見があるため合計は応募件数より多くなっている)

寄せられた意見 (要約)	市の考え方
計画全体に対する意見	
誰がいつどのように行う計画なのかを計画の取組みに明記してください。 (1件) ・実施年度 ・所管部署など	取組みにつきましては、資料編に所管課と実施年度を明記した表を掲載します。

学校での取組みに関する意見

学校図書館情報化への取組みについて (6件) ・システム化 ・検討委員会の設置 ・導入に向けてのスケジュールの明確化など	学校での読書活動推進の第一歩として、現在のところ、学校図書館活性化推進員の配置を優先して行っております。 コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等学校図書館の情報化につきましては、今後の重要課題と受け止めております。
「稲城の子供に読ませたい本100選」について(2件) ・授業の一環として情報活用能力を学習できるような内容を追加して100選を作ってほしい。 ・保育園への配付など	次期の稲城の子に読ませたい100選の編集においては、他地区の先行事例も参考にしながら、内容の更なる充実を図ってまいります。 また、「100選」は、小・中学生向きに編集されていることから、保育園・幼稚園等におきましては、市立図書館で発行しております乳幼児用リストの活用を図ってまいります。

学校図書館活性化推進員の活用について (2件) ・研修の実施 ・推進員活用のための手引き書の作成 ・市立図書館との連携など	推進員の研修につきましては、稲城市立学校教育研究会の各教科部会における研究会への参加を働きかけていきます。 また、推進員がその専門性を一層発揮できるよう、現在実施しております学校図書館運営推進委員会における研修機会の一層の充実を図ってまいります。 学校図書館運営推進委員会や校長会等の場を通じて学校間連携を図るとともに、学校間の連絡・調整を行う指導課と図書館課の連携を図る中で共通理解をしながら対応してまいります。
学校図書館法の改正を踏まえた内容にしてほしい。(1件)	蔵書の整備や、学校間における格差を防止するために、蔵書の状況や選書に関する研修や情報交換を、学校図書館運営推進委員会を中心に、学校図書館法の改正も踏まえ、取り組んでまいります。

市立図書館での取組みに関する意見	
年度ごとに成果を検証する会議の必要性 (2件) ・連絡会、推進会議など	年度ごとの成果の検証は、「稲城市子ども読書活動推進計画庁内連絡会」「学校図書館運営推進委員会」で行い、目標値の推移等毎年公表してまいります。 子どもの読書の関係者の交流・情報交換等は、各種講座・講演会・読書イベント・連絡会・子ども読書活動推進会議等を通じて、引き続き行っていきたいと考えております。
小学校、中学校へ出張図書館や小中学生の図書館見学の実施について (1件)	学級訪問や図書館見学、貸出体験など子どもたちが図書館を身近に感じるサービスをより充実させてまいります。
読書イベント・講演会等の充実について (2件)	これからも、いなぎの子どもたちが楽しみ、保護者や読書活動関係者の方々に有益な講座・講演会・読書イベント等を行ってまいります。
駐車場料金について (1件)	中央図書館の駐車場は、1時間まで無料となっております。それ以降の料金につきましては、駐車場の適正利用並びに公共機関利用者との公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため有料としていますので、ご理解願います。

第二次稲城市子ども読書活動推進計画

平成 2 7 年 3 月

発行 稲城市

編集 第二次稲城市子ども読書活動推進計画検討会

（事務局） 稲城市立図書館

〒206-0803 東京都稲城市向陽台 4－6－1 8

TEL 042-378-7111

稲城市立中央図書館

<http://www.library.inagi.tokyo.jp/>